

カール・メンガー文庫事業のこと (4)
— 原資料の保存をめぐる (続) —

Carl Menger Collection Project (4)

岩本吉弘

IWAMOTO Yoshihiro

次に、丸善・富士によるマイクロフィルム撮影の作業が始まってからの経緯を、とくに原資料の保存事業という面から回顧したい。

このマイクロフィルム撮影とは、大学にとっては自らの「メンガー文庫マイクロフィルム化・目録改訂・保存事業」という事業の一部なのだが、中味としては出版業者が原資料の所有者たる大学にその貸与を願い出、自社負担で商品を作製するというものである。したがって、その実施に先だつては、大学と業者側とでこの貸与にあたっての条件を契約するということが必要になる。その契約は、1993年5月に評議会で事業が決定された後、6月15日付で事務局長と丸善社長の間で行われた。丸善はその作製し頒布するフィルム・セットの価格の3%を著作権料として大学（つまり国庫）に支払うという条件で、大学は原資料の貸与を許可する。その際、最初にマスターフィルム（ネガフィルム）ができるが、丸善はそれから第2ネガフィルムを作製し、さらにその第2ネガフィルムから販売する商品たる複製版（ポジフィルム）を作成する。その後丸善は、大学にマスターフィルムと複製版1セットとを提出し、さらに第2ネガフィルムについては頒布事業がすべて終了した時点で大学に提出する。そしてこれらのフィルムの「作製および複製に関する費用」は丸善が負担する。

一見これだけ単独の事業としても完結しているように見えるだろうが、この内容は岡山大・東北大での契約と同じもの、つまりは本稿で色々と書いてきた経緯のすべてに先立ってはじめてから決まっていたものである。私がここまで書いたことは、当時の古典センターが、この業者主体の事業を単独には完結させられない、あるいはさせるべきではないと考えた種々の事情、そして結局この撮影計画を内にくるんで上記の長々しい名前の大学主体の事業を立ち上げることになった理由だった。

そもそも業者側からマイクロ化計画の申し出があった当初から、業者計画に言うように本の見開き両ページを180度開くという方法でメンガー文庫全冊を撮影するならば、結果として大量の破損本が出るのではないかと、我々がそういう危惧を抱いていたというのはすでに述べた通りである。その危惧に端を發しつつ、とくに前回の稿¹で詳しく書いたように、撮影作業の開始にいたる前の1年半ほどの間、センターは、製本家の岡本幸治氏の協力を得ながら、撮影作業による原資料への物理的なダメージを抑える手段と長期的な保存作業との2つを同時に考えながら、それらの具体的な内容を、後者を全体枠組みとして前者をそれに包摂するように構想すること、そしてその実行のための業者側と大学側双方の経費負担の裏付けを取ること、とい

¹ 本誌前号 No. 34 (2014年) を見られたい。

う2つの点に腐心したのである。このメンガー文庫という500年近いスパンを持つ洋古書群を原物として保存するというセンターの本来の責務に照らすならば、業者負担のフィルム撮影事業を行うにしても、それは避けて通れない必要条件だと我々は考えた。そしてその2点の各々なりの達成の上に立って、事業を計画から実行の段階に移すことになる。前回の稿では主にその後者の予算確保の点について書いたので、次には撮影対策と長期保存の実作業についてのことを書かなければならない。

撮影と補修のシステム

まず撮影対策として業者側の作業システムに組み込んだものことである。私はこれについては、当時『月刊IM』というメディア転換の業界誌に寄稿を求められてまとまった紹介をしたことがあり、またそれは後に『図書館と資料保存』という書に所収されている²。とはいえそれは、実際に撮影作業がスタートし色々な問題が生じる中で作っていった、いわば出来上がり後のようなものの紹介であり、述べていない経緯や背景を背負ったものでもある。実際の処置内容や詳しい事例、数量データなどについては、おそらく本誌次号には岡本氏からの報告が掲載されるだろう。私はここでは、今言った書かれていない経緯の方を中心に記録にとどめておきたい。

先に、これまでに既述の内容から、前提になることを極力簡単にまとめておこう。上記の「危惧」を抱えていた我々は、業者側との協議のはじめから、(基本的な撮影方法は変えられないとすれば)撮影作業でのダメージを少なくするできる限りの手段を講じるのが前提だと主張し、業者側とも確認してきた。撮影業者としても、資料を無事に撮れるように工夫するということは本来結構なことであり、それは言葉だけなら何の問題にもならない。問題は、その「工夫」が彼らにとってのコストや作業ペースなどと衝突しない、ということに帰するのである³。

当初から富士には過去の事業での撮影システムの雛型がある。柱になるのは、自前の作業で完結させる(書架からの資料の抽出-前準備-撮影-書架返却)という流れだが、この「前準備」の中には、各冊毎の撮影駒数の確認などのリール編集の作業とともに、資料のそもそもの形態や破損などのためにそのまま撮影しにくいものについての事前処置(和書・和文書類なら綴じの糸切りや紙の裏打ちなど)が含まれ、加えて撮影後の補修作業(綴じ糸を切れば撮影後再び綴じ直さなければならない)も必要になる。この事前・事後の補修作業は別途専門業者を介さざるをえないため、システムの本体から見れば、その流れがいわば外付けされるわけである。したがって原資料の動きとしては、このシステムの本体で完結するものと、外付け部分を通していくものとの2種類の流れがある、ということになる。今言った「工夫」というのは、そのような流れの全体を、原資料保存の観点からよく見て必要なことを行う、という意味にな

² 拙稿「西洋古典籍のマイクロ化と資料保存-メンガー文庫のマイクロ化について-」、『月刊IM』(1994年2月号)、及び安江昭夫他編『図書館と資料保存』(雄松堂出版、1995年)。

³ ここで次のことを再確認しておこう。この撮影事業は、出版業者としての丸善が最終的にすべての経費負担をして自社商品を作製するものなのだが、撮影作業の実務面一切(作業内容の企画・遂行、カメラマンその他下請け作業者の雇用など諸々)は富士フィルム社が請負っていた。富士の立場は、日本マイクロ写真社などの撮影専門会社を従えた出版業者ならぬ撮影事業者とも言うべきものである。そのため、事業の基本的な内容に関わる協議になると、丸善と富士の2社から同時に担当者が来るということになる。ここで単に「業者側」という言葉で言ったのはその両社ともを指しているが、「撮影業者」というとつまりは富士フィルムを指すものである。

る。

前回の稿で詳しく述べたことだが、この「工夫」の経緯については、前提となる大切な点が2つある。その第1は、この原資料の取り扱いに関する問題の協議はすべて、センター、撮影業者、洋書古典籍の製本構造についての「専門家」たる岡本氏の「3者協議」によって行うこととし、その枠組みを最後まで維持したということである⁴。センターとしても手はかかるが、それによって、撮影業者への「丸投げ」のようなことにはならず、資料所有主たるセンターが現実に決定権者となって、「専門家」の判断や提案ができるだけ自由に広く及ぶ形を作れることになる。そしてその第2は、今上に言った、業者側のコストや作業ペースと衝突しない、ということに関わるものである。前稿で述べたように、裏付けとして丸善には事前に経費2,000万円を認めてもらいつつ、業者側との合意事項として「解体・補修・保存処置に関する経費は、撮影に関連して直接生ずる費用については業者側が負担するのを原則とする」と明示したこと、及び、岡本氏が作業内容の計画から実施までを請け負って撮影システムの進行とストレートに調整するという形を作ったことが、そこで意味を持つ。センターとしては、これらによって、今言った「工夫」とその実現にとってのかなりのフリー・ハンドを得られたのである。

前準備作業のこと

富士がその年の6月中に古典センター内に作った「メンガー文庫マイクロフィルム化事業センター」と、富士雇いのその常駐作業員たち「カール・メンガー文庫マイクロ化プロジェクトチーム」というものの概要は既に書いた⁵。私は今、この撮影作業の開始にあたってやるべきことは、その「流れの全体を、原資料保存の観点からよく見て必要なことを行う」ということだと言ったが、まず書かねばならないことは、実はその点で重要なのは、撮影作業そのものからすれば補助的な役割である、(今注5で多くがまだ20代のフリーターたちだったと言った)前準備の作業員だ、ということだろう。

それには理由がある。それは、再度撮影システムの基本的な流れを見れば明らかになる。流れの起点は、このアルバイトの作業員たちが2F書庫にある書架から当座の撮影分を運び出して、埃取りや状態の確認、ページ数の調査とリール編集などの前準備にあたるというものである。その過程で彼らは、厚くて開かないとか、すでに破損があって危険だとかいった資料を抽出して上記の「外付けの流れ」に乗せる。それ以外の撮影に支障のないものをカメラマンに渡し、カメラマンはそれを撮影してまた彼らに帰す。そして現像フィルムの検査を待って、この準備作業員たちがまた元の書架に戻す。そういうものである。すると2つのことが分かるだろう。一つは、カメラマンは現像されるフィルムの出来栄に責任を負ったプロの技術者であるが、システム全体の流れの中では、その手元に本があるのは、それが暗室の中の撮影台に乗っている間だけだということ。そしてもう一つは、カメラマンの仕事は、つまるところ作業補助

⁴ 私がここで使っている「専門家」という言葉にある特殊な意味があるということも、前回の稿で確認してほしい。

⁵ 一応再記しておこう。センター1階奥をパーティションで区切って新たに電気配線をし、カメラ5台(内大型本用1台)のための5つの小さな暗室と前準備作業用のオープンスペースが作られた。人員は、カメラマン5名、その他作業員12名、現場管理者1名の総員18名である。チームリーダーたる現場管理者とカメラマンは日本マイクロ写真社他の撮影専門会社の社員たち、その他作業員は時給雇いのアルバイト、かつての言葉で言う「フリーター」の諸君で、多くがまだ二十代以下の若者たちだった。

者たちが撮影上問題無しと判断して渡してくれる本を次々と撮ってまた彼らに帰すというものになり、結局撮影駒数のノルマ（それは約2年という事業期間に対応して決まっている）を抱えて作業時間のほとんどすべて暗室に籠っている、ということである。

またその暗室内のことについても、センター側にカメラに関する専門知識でもあれば別かもしれないが、カメラマンが使う撮影台やその操作の仕方などはほとんど口を出せないし、カメラマンの方も、我々はプロで慎重に撮りますから任せてください、といったようなことしか言わない⁶。撮影台の上でページ両面が水平になるようにガラス板を押し付けるのだから、無論その際の加減などで技術や経験が働き、それは注意して駆使されるだろう。そういう信頼に立っての上だが、実質的に我々（つまりセンターと「専門家」たる岡本氏）にとっては、彼らの暗室は、本が入っては出てくる文字通りのブラックボックスのようなものになってしまう。彼らはそのブラックボックスの中で、その本が撮影上問題無しとなって前準備の作業を通過したということを前提に、それをできるだけ速やかに撮り終えようと努めているのである。

既述の通り、当初から我々は、一番大切なことは、本が撮影台に乗って負荷をかけられる前にできるだけ劣化・破損の回避処置を取ることだと考えていた。前回の稿で参考資料として掲げた『『メンガー文庫マイクロ作業』にともなう修理について』という文書には、洋装書を含んだ国会図書館の明治期文献の例などを参考にしての、この撮影の事前処置（つまりは上記「外付けの流れ」の中味）についての計画段階での構想が書かれている。例えば表紙や背などが脆くなっていて撮影中に損傷する恐れのある資料には事前に中性紙のジャケットを掛ける、あるいは保存箱に収納した上で取り扱う、すでに本文ページや見返し紙に破損がある場合は和紙とデンプン糊で小規模な修理をしておく、製本構造が理由で開きが悪い資料は必要に応じ背表紙の分離や綴じの解体をする、といった事柄である。

しかしながら、そのためには、1冊1冊の状態を判断して、こうした処置が必要な本を選びだしておかねばならない。事前の計画では、撮影の前に全資料について、岡本氏のところで「撮影と今後の閲覧利用を想定した劣化度調査」をすませ、「外付けの流れ」の方に乗せるべきものは先に確定する、ということを考えていた。だが現実にはとてもそんな余裕はなく（綴じの構造なども見分けようとすると、そうした調査はすぐ誰にでもできるというものではない）、サンプル調査にとどまることになった。すると次なる策としては、長期保存のための全冊調査とは別に、撮影システム自体の進行の中で上記の処置を施すべきものを抽出していく、ということ以外にない。そしてそのためには、今述べている前準備作業の作業員たちにその役割を負ってもらわねばならないのである。こうして上記の我々の「工夫」は、彼らが働く領域、つまり上に言ったブラックボックスの外に広がることとなった。後述するように、それは要するに、そのまま撮ると危ないものはカメラマンには渡さない、また渡した後帰って来た際に何か起きているものはそのまま書架に戻さない、そういうことを徹底するためのものなのである。

こうして先ほど言った、カメラマン以外の作業員たちは、確かに撮影作業としての意味は補助的な役割なのだが、しかし原資料の取り扱いという意味ではまったくそうではない、ということが分かる。上に言ったように、彼らは多くが20歳代の、一見渋谷のセンター街でも歩

⁶ 当時、宮内庁書陵部に見学に行き、収蔵品の保存対策を見せてもらったことがある。書画・書籍などのマイクロフィルムへの転換も行っており、部員がカメラマンの横について指示しながら進めるというように聞いた。無論、出版業者による営利的な事業とは目的が異なるが、芸術作品も含めて代替保存を考えるなら、本来それが望ましい形であろう。

いているのを連れてこられたかと思うような若者たちだった（というのが確かに私の第1印象だった）。彼らは、暗室に籠りきりになるカメラマンとは違い我々にも見えるオープンスペースにいて、許可なしには入れない貴重書庫に立ち入り、（上記の通り撮影台の上以外のすべての工程で）この15世紀来の書物群を実際に手に取って働くことになる。彼らが最初にやって来た時、センターのことを説明しながら配った「貴重書の取り扱い上の注意」という紙が当時の事務ファイルに残っていた。さしたる内容でもなく、今見ると、[1]が「製本構造の保護」で「資料の現状保存」が[2]となっている順番とか、「万全の注意」なる言葉がたびたび出てくることとかに苦笑したくなるが、その後の経緯の起点としてあえて掲げておきたくなった（〈資料1〉）。上記の当初の我々の「危惧」の雰囲気もまた窺えるだろう。事前に雇い主の富士フィルムにも厳しく言われたのかもしれないが、あの時彼らがとても神妙な様子で聞いていたのを思い出す。その時彼らは、この突然連れてこられたセンターがどういう所なのか、なぜその紙に書いているようなことを口を酸っぱくして言っているのか、そして（カメラマンの責務たるフィルムを鮮明に撮るということは別に）自分たちに求められている大事なことは何なのかを、それなりに感じ取ったのではないかと思う。オープンスペースでの彼らの仕事の様子はよく見える。私の思うに、その後の撮影作業の全体を考えても、彼らはとてもまじめにやってくれた。そしてそれは、ここから始まる「工夫」が、撮影システムの中で実際に有効に機能するための重要な前提になった。

「事前選別」の基準

外向けのオープン・セレモニーは7月23日だったが、実際の撮影作業は6月末に始まった。はじめの2～3カ月はほとんど手探り状態だったと言わざるをえない。問題はいくつもあったが、最大のもは、今述べたように前準備の作業員たちに撮影の事前処置対象の資料を抽出してもらわねばならず、その選別のための基準＝マニュアル作りということだったろう。撮影前の現状ですでにどこか破損しているとか、そのままでは180度開かないというような資料を抜き出すといったことは初めから業者側の指示に入っている。しかし我々にとっての本当の問題の所在はそういうことではなかった。メンガー文庫の資料は最も新しいものでも出版から100年近く経っており、どのような製本構造・形態だろうと、現状で各々なりの劣化を抱えていて、その状況は1点1点で異なる。問題は、その現状がそのまま撮影作業の流れを通過するとどのような状態になるのか、ということとを予測し、それに対して有効な手段を取りうる資料を、撮影台に乗せる前に選び出す、ということなのである。しかしセンターにも岡本氏にも、そのような予測に必要な経験などない。開くと何らかの破損が起きそうなもの、といった曖昧な基準でともかくもスタートしてみるしかなかった。

撮影作業はEnglische分類（英語書）から始まった⁷。理由はその部分が製本状態が比較的良いように見えたからである（それは主に19世紀後半にかの国で先駆けて始まった機械による版元製本が多いという事情によろう）。作業手順は上に言った通りである。まず2F書庫作業の担当者が書架から取り出して埃取りの簡易なクリーニングをするのだが、その際に外見で明らかな破損本や極厚本などが抽出される。次に1Fでの作業員が主として撮影駒数を確定するために本を開きページをめくって中を確認する。そこで外見では分からない開きの良くない本

⁷ メンガー文庫の分類は、メンガー自身が使っていた言語・主題による30数個の独自の分類を用いている。

や内部の綴じ糸切れとかページの破損などのあるものが抽出される。そしてそれらを、私と岡本氏と現場チームリーダー（日本マイクロの社員で光氏というカメラマンとしてはお誂えのような姓の方だった）の3人による、上記にも触れた「三者協議」にかけて処置を決めることになる。岡本氏が手に取って見て、この本にはこういうことができるという提案をし、所有者代表として私が認可し、光氏が発注する、というのがその基本的な中味であり、その形で1冊ずつ処遇を決定していくのである。これは、協議の内容と各自の権限からして3人の誰が欠けても決められないということで、こうなったものである。

以前にも書いたが、スタート時の手探り状態の中で、6月末から7月にかけての間に14回この3者協議を行っている。私と光氏はそもそも常駐しているのだが、遠方から来る岡本氏は大変だったろう。とはいえ岡本氏と私にとっては、この大きな撮影システムが現実動き出すのを見、そしてこの協議の場で、作業側から、とりあえずどこか破損しているとかそのまま開いて撮ると危険そうだということで選び出されてくる本の山(7月中の協議でEng分類2,310冊中の247冊が協議にかかった)を実際に手に取って見ることで、この撮影方法では本のどのような構造・状態が問題になるのか、つまり何がその「危険」を作りだすのかが具体的に分かるようになった。その頃の様子は、岡本氏が8月12日の3者協議に提出した『「メンガー文庫」マイクロ化作業における事前選別の判断基準への提案』という文書があり、その一部を引いてみることでよく窺えよう。

『「メンガー文庫」マイクロ化作業は保存のためのマイクロ化である。原資料の保存を実現する上で必要となる「三者協議」は、ENG(2,310冊)のセクションをようやく終えた。撮影の専門家、資料保存の専門家、図書館の代表の三者から構成される「三者協議」は、「事前選別」(書庫での選別、前調査での選別)で撮影工程から除外された資料について、資料保存の観点から逐一必要な事前・事後の措置を決定する場である。7月5日から30日まで13回の「三者協議」を終えて、撮影による資料の損傷を最低限度に抑えるために「事前選別」での判断基準を見直す必要があると考えるに至った。

撮影によって資料は傷む可能性がある。撮影過程での痛みの程度を最低限度に抑えることが、将来の資料保存につながる。それには「三者協議」において、傷む可能性について確認することがとりわけ重要である。資料の損傷について判断する責任を「三者」は負っている。「三者協議」とそれに先立つ「事前選別」の判断の基準として以下のことを提案したい。

◎「事前選別」について

1. 革装本で脊表紙と中味が連動して動くタイプの製本に関しては、原則として「三者協議」の対象とする。このタイプの製本では、開き具合の判断を「事前選別」では行わない。
2. 脊表紙と中身とがそれぞれ独立して動くタイプの製本では、革装であれ布装であれ表紙とジョイントと材料の劣化が問題である。表紙ジョイントに亀裂があれば、撮影によって亀裂がさらに広がる恐れがあり、材料が劣化していれば可能性がさらに高まる。

材料が劣化している場合は事前修理の対象。本を開いてみて表紙ジョイントの亀裂が更になりそうなる場合は「三者協議」の対象。

3. 表紙が取れている場合は「三者協議」の対象。
4. ベラム装本では表紙ジョイントの内側と支持体に注意する。ベラムは柔軟性に欠ける材料である。ちょうつがいの折れ山になる部分では、表紙も支持体も危ない。亀裂があるなら、「三者協議」の対象。
5. 見返しノドの痛み。見返し用紙が健全な場合は、本の開き具合で判断する。開きが難いと

そこからの負担がノドに集中するので「三者協議」の対象。

見返し用紙がすでに損傷していて寒冷紗が傷んでいたら「三者協議」の対象。寒冷紗がひどく傷んでいなければOK。

6. 本紙の酸性化による劣化。酸性化が進むと、変色がひどく進んで手で触れただけで紙がボロボロになる。開き具合の判断を行わない。そのような資料があることを忘れて、うっかり開かないようにする。

すぐにボロボロにならなくても開くとヒビや折れが入る場合がある。事前修理の対象にする。

7. ページがはずれていたり、破れたりしている場合は事前修理の対象になる。

8. 折り込み図版は場合によっては事前に分離すると都合なので、撮影担当者と相談する。

◎選別作業上の注意

9. 複数巻の資料は同一の材料と製本構造である場合が多い。劣化要因として同じ条件を持っているのだから、「三者協議」の対象になるものが出たら他巻も疑ってみる。

10. 本はいきなり開かない。本紙の酸性化が進行している場合には、とりかえしが見つからない。背表紙と中身が連動するタイプの革装本も同様である。他のタイプの製本でも、いきなり開くと中身のブロックが分かれてしまう場合がある。花ざれも損傷を受ける。本は、そうっと開くこと。

11. 本は撮影によって傷む。痛みの程度を最大限抑えることが目標だ、だけどやっぱり傷む。傷んだ本を見てほしい。傷んだことを確認してほしい。」

これらの事項やその対処処置などの詳細は、本誌次号予定の岡本氏の報告で見てもらうとして、ここでは、私の稿の目的たる事業全体のコンセプトを経緯に沿って述べるという点から、事例となることを1つだけコメントしよう。項目1と2で「革装本で背表紙と中身が連動して動くタイプの製本」とそれらが「独立して動くタイプの製本」というものを区別して挙げている理由についてである。

製本構造というものの骨格とは、要するに本文紙のブロックの上と下を表紙ボードで押さえ（その際のブロックとボードの接続の仕方は一様ではない）、その上から全体を皮革・布・紙などで覆うということである。その際、とくに革（なめし革）装本の場合は、材質として柔らかいので本の背にあたる部分を本文紙のブロックに接着させることが多い（だから本文紙のブロックを束ねている太い麻や革の紐の隆起がそのまま背の外見に浮き出る）。一方硬いペラム（羊皮紙）や19世紀以降多用される厚紙と製本用の布を使う場合、本文紙ブロックは背の部分に接着されず、表紙を開閉する際の折れ目つまり表紙を開いた時のノドの部分だけで接続されている（いわゆるホロー・バック）。これは本文紙ブロックの束ね方である「綴じ」の構造とは別の問題だが、この撮影方法のように180度開いて固定し全頁をめくっていくと、その2つの形態で背の部分にまったく違う力の加わり方をすることになる。前者の場合は、本文紙ブロックが開閉とともに脈打ったり折れたりするのに連動して背革の全体が同じ動きをするが、後者の場合は、背の角の折り目の部分に強い力がかかりつつ、背全体は本文紙との間に空間を保って丸く婉曲する。素材や構造が健全ならそれでどちらも問題ないのだが（本文紙ブロックが厚すぎてよく開かないなどの場合は別にして）、すでに劣化を抱えているのでそうはいかない。そもそもメンガー文庫の本を全冊開くということ自体、場合によっては百年の眠りから起こした人ににわかに体操をさせるようなものなのである。とくに前者の「連動」型の古い革装本は危ない。場合によっては開いた瞬間に背革にひびが入り割れてしまいかねない。後者の場合も、婉曲運動でしのげればいいが、背の角が裂けたり全体に折れ目が入ったりするものが出てくる。

製本構造内部の綴じの形態は素人には分からないが、この「連動型」か「独立型」かということ、そして撮影台で180度開いた時に背表紙が無事でいられるかどうかというのは、大きく開いてみなくとも素材の状態でかなり予想がつく。今述べたような事柄を、前準備の作業者つまり上に言った若者たちに理解してもらい、彼ら自身に合理的な危険回避を行ってもらい、それがこのようなことを書いている意図である。連動型の革装本はうかつに開くこと自体に危険があるので形態を確かめるだけにとどめ、すべて（また事項9に言うように他巻本なら一括して）抽出し「三者協議」に出す。独立型（こちらはベラム装以外は19世紀後半以降の比較的新しいものが多くなる）も、すでに背表紙の角が裂けていないか、また開いた時に背が丸く柔軟に動かず背に折れ目が付かないかなどの点から、そのまま撮影作業に耐えられるかどうかを考えてもらう。そして危なそうなものは抽出する。そして三者協議では、各冊について岡本氏が綴じや見返しの形態も含めて判断し、各冊の状態に応じて極力ダメージを減らす手段を考え提案するわけである。例えば、（無論可逆的な方法で可能な場合に限るが）「解体」つまり表紙と本文紙ブロックを分離する、保革油を塗って背革の柔軟性を極力回復させる、すでに表装の革がボロボロと剥離するような状態ならセルロース溶液の塗付での剥落止めをする、ホロー・バックで背表紙が割れたり折れたりするようなら和紙のクーター（背の中空部分に差し込んで補強する筒）を入れる、すでにジョイント部分が切れて分離しているような場合（これは背へのダメージだけ考えればかえって撮りやすくなっている）は、その後の作業でのハンドリングを安全にするために中性紙ジャケットや保存箱に容れる、タイトルピースや花ぎれなど剥落しそうな箇所があれば糊づけしておく、などなどである。

本稿ではもうその他の事項については言わない。最後の第11項だけ見てほしい。これは岡本氏から撮影作業者たちへの呼びかけであるが、氏の職業的モラルが滲み出ている感がある。

〈資料2〉に掲げた文書「三者協議」へ出す本はこうして選ぼう — 2F 書庫での選別・1F 調査での選別の基準 — は、この岡本氏の提案を基にしてまとめ、実際にマニュアルとして前準備の作業者たちに配ったものである。彼らにこの基準を頭に入れてもらって、対象になるものを選び出し、「選別表」（〈資料3〉）にチェックして「三者協議」に回す（〈資料4〉には処置内容の例を掲げた）。かなり細かいものになったが、上記のように私は、作業者の若者たちはこの基準の意図と内容をよく理解し、とてもまじめにやってくれたと思っている。またこれは、我々が撮影業者の雇用者の作業内容に直接口を出して複雑にするということ、さらにはこの事前補修の部分の量と質を拡大させて経費増を招くことになる、というのは目に見えているものでもある。だが業者側も好意的に協議に応じ、総じて寛容に受け容れてもらえたのである⁸。

「事後点検」と「事後補修」の問題

今述べたのは撮影前の「事前選別」についてだが、このスタート時の経緯についてはさらに書いておかねばならないことがある。それは「事後補修」ということについてである。場合によっては撮影のために「解体」つまり表紙と本文紙のブロックを分離するというのは既述の通りであり、当然それは撮影後に復旧する必要がある。そういう意味での「事後補修」は始めから撮影業者のシステムの中に入っていた。ここで言わねばならないのはそれではない。撮影し

⁸ 既述のように、その理由は、これは彼らにとっても撮影システム自体を安全な質の良いものにするという意味を持つからであり、同時に経費負担と作業ペースの問題を一応クリアしていたということが大きからう。

たために壊れた、というものについてである。さらに言うと、それは別に誤って作業者が床に落としたとかカメラマンが何かの拍子に裂いてしまったとかいうことでもない(そのような「事故」の処理も当然システムの想定に入っている)。そもそもメンガー文庫の本にとって撮影自体が過酷だというのは繰り返し言う通りである。上に引いた岡本氏の文書第11項の言葉を借りれば、「だけどやっぱり傷む」。だから、別に誰かの「過失」でなくとも撮ると「壊れる」に至ることもあるのである。しかし撮影業者のシステム設計の建前は、危険なものは事前に選別し撮影自体は至極安全に行われます、ということなので、そのようなものが明示されるわけではない。つまり、撮れば壊れますとか、撮ったので壊れました、などとははじめから言わないことになっている。もしそうしたものが出れば、それは偶発的な事故であって、システム外の問題だということになる。

このような建前は、撮影業者にとっては当然なのかもしれないが、しかしそれは、私がここまで述べた諸事情からして、現実的ならざる予定調和論のようなものだ、というのもまた当然なのである。上に述べたように、我々は作業開始の当初、前準備作業者のところで危険対象を「事前」に捕捉する仕組みを作るのに努力していたが、その間に問題は目に見えて現れてきた。その間にも撮影作業は進んでいく。カメラマンたちは上記のブラックボックスに籠って前準備から渡される本を撮り続けており、済んだものが書架戻し待ちの棚に溜まっていく(フィルムに問題があれば再撮影することになるのでフィルムの検査を待っている)。それを元の書架に戻せば撮影作業はすべて終了するわけである。事の次第によっては多数の破損資料が撮影作業の残骸のように後に残されはしないか、それは既述のセンターの「危惧」のいわば最後の一点だった。そしてセンター教授として事業全体の直接の責任者である永井先生はその点を心配され、我々事務方の手一杯の中で、自ら書架戻し待ちの棚にある撮影済み資料の「事後点検」を引き受けられた。そしてその結果、私は今「当然」と言ったが、少なくとも撮影前の現状であれば事前補修の対象になっているはずの状態のもの、例えば表紙ジョイントが切れてしまって表紙が外れているなどのものが見つかることになる。さて、それをどうするか、それが経緯の始まりである。

この問題は見かけほど単純なものではない。今私は、業者システムの建前は撮影作業は安全に行われるというものだと言ったが、であれば、これは撮影作業上の過失なのだから業者責任で修理せよ、そう主張すればいいだけだ、そう見えるかもしれない。しかし問題はそれでは済まない。撮影済みの時点で壊れているからといって、それがすべて業者の責任だということにはならない。そうした過失責任論で負担せよと言うならば、どこからどこまでが撮影作業で生じた「過失」なのか、またそれをどう手当するのが「責任」の範囲なのかなど、1冊ずつ明確に特定しなければならなくなるだろう。また特定したところで、その分だけ元に戻せ、というわけにもいかないのである。これは以前の稿でも書いたことだが、劣化や破損の度合い・状況についても、その修理仕様についても、一方的な過失責任論だけで裁断するのは可能でも適切でもない。

また我々にとって問題は、今言ったこの撮影システムの建前自体にあった。その建前の上では、こうした事態は、もし本当にあれば「過失」になるが、しかしそれは偶発的なことにすぎないとみなされる。したがって、上に永井先生が引き受けられたと言った「事後点検」のような仕事はシステム上存在しないのである。彼らの方のスタンスは、センター側がそのようなものがあると言うなら個々協議しましょう、というものになる。つまり業者側にも過失責任論のようなものしか問題の扱い様が無い一方で、「過失」の挙証責任はあげてセンター側にある、

といったことになる。するとセンターはこのような「事後点検」をずっと続けなければならないだろう。つまり撮影業者が10数人の作業者を当てて前準備しているその全冊を事後にこちらで再点検するという作業である。もし人が有り余っているならそれも有意義かもしれないが、そのような仕事を、まさかこの先ずっと永井先生の「業務」にするわけにもいかない。

解決策は一つしかなかった。それは、センターと業者側双方とも、今言った「だけどやっばり傷む」ということを認めた上で、双方なりの責任を取るということ、つまり、この撮影事業についての当初からのコンセプトの上で新しい合意を作るということである。具体的には、業者側にはこの「事後点検」作業とそれに対応した処置の必要を認めて彼ら自身の作業システムの中に組み込んでもらう。またセンターの方も単純な過失責任論のような立場は取らず、その作業と処置の内容とを双方で許容できる範囲に限定して定める、ということになる。

しかし、そうすると業者側にもシステムの修正をしてもらわねばならない。上記の事前選別の問題は彼らの既存システムの枠組み内の改良という形のものであり、現場の光氏と和やかに話して進んだのだが、しかしこちらは「事後点検」なる新しい項目を立てて人員と経費を当てよ、ということになる。そうするとシステム設計と経費支出に責任を負った富士フィルムと交渉しなければならない。

9月に入って事前選別基準の目途が立ってきた頃、この問題での業者側との協議を始めた。既述のように当初は問題の取り上げ方が過失責任論のようなものしかなくて、話は業者への剣呑なクレームのような雰囲気にもなり、そうなるとうこうも身構えるのでかなりやりにくいものだった記憶がある。詳しい内容は、当時私が富士フィルムの責任者宛てに出した文書があって、少々長いがそれから引用することで理解されるだろう。

「ご承知のように、この間、永井先生が撮影済み資料の事後点検をしていて、とくに Eng. の部分は、まだ事前の選別・補修方法の確立過程であったために、損傷の大きい資料がかなり見つけられ、事後点検・事後補修の必要性や考え方を明確にするよう迫られました。この「事後補修」の問題について、早急に協議しなければならないように思われますので、とりあえずその概要をお伝えしておきます。

今回の計画では、「解体・補修・保存処置に関する経費は、撮影に関連して直接生じる費用については業者側が負担するのを原則とする」という合意が丸善との間でなされているわけですが、もちろんこの問題は、ここにいう原則の範囲の全体を具体的に確定して相互の合意をつくっておかなければならないという課題の一部です。この間の作業の進行でようやくそれが可能になってきたように考えます。上記の原則の中心点は、この間実際の作業の中で確認してきたように。撮影作業前に各資料に対して可能な限りの劣化防止措置を取る、という点に置かれ、具体的なシステムとしては、ご承知のように、

- (1) 要解体・要補修の資料の事前抽出
- (2) 処置方法についての三当事者間の協議と合意による決定
- (3) 処置の発注と施行

ということで（もちろんこれらの各々の細部はまたきちんと協議して正確な合意にする必要がありますが）、この点では非常に良いものができつつあると考えます。この全体については、近々また別途協議して詳細を確認したいと考えます。

さて次の問題は、それでは撮影後の資料はまったくそのままでのよいのか、ということで事後問題が出てくるのですが、私自身はこれについては、基本的には、各資料は各々既存劣化を抱えているのであり、撮影後に補修をするといっても当然それがすべて撮影業者の責任に入るは

ずもなく、また資料保存を考えるならば、これは長期保存を目的とした別の視点での計画の中に包括しておこなわれることが望ましいと考えています。

しかしご承知のように、この面での大学側の独自計画はまだ予算面の裏付けを取る努力をしている過程にあり、現状で予算執行ができる段階にはありません。一方で貴方の撮影作業は書架からの抽出から返却までの過程で漸次終了していくわけで、どうも整合性が取れません。そこで、当然なんでも修理してもらおうといったことではなく、次のように事後の補修の範囲を限定して、計画の全体の整合性、貴方の撮影作業の完結性をつくるということではどうでしょうか。

- (1) 事前選別、事前補修は、この間確認してきた通り、撮影前に可能な限りの劣化防止措置を取ること、「基準」に即した選別を徹底する。劣化の箇所は「選別用紙」に記録される。
- (2) 事前調査・撮影作業中に新たに生じた、書架への返却に支障のある性質・程度の劣化・損傷については、書架返却のための補修処置を取る。
なお事前選別・三者協議ですでに確認された既存損傷部の劣化、その他の部位の軽度の損傷は問わない。その部分の処置は、大学の長期保存対策に包括して対処する。
- (3) 事後補修にかかる資料は、①事前調査・撮影中に新たな損傷が加わってしまった場合に、作業者が申し出る、②撮影後の業者側の点検時に発見される、③永井教授の事後点検時に発見される、といった過程で抽出される。(選別基準は別紙)

若干説明を加えますと、現在の事前選別の方法がきちんと機能している限り撮影前にすでにそうした構造的に大きな劣化・損傷のある資料は、その後の運搬・調査・撮影に耐えうるようにするという観点からすでに処置が施されています。したがって、事後にもし未処置のままそうした損傷があるとすれば、それは作業の過程において生じたものとみなされますし、撮影作業の部分の完結たる書架への返却の前に、撮影作業の範囲内として、どうしてもこのような作業は含めていただかないと困る、ということになるように思います。

次に問題は、このような観点で客観的な基準として立てて、機能しうるか、量的、費用的にどうなるかですが、もちろん事後点検といっても劣化調査をしているわけではありませんので、別紙のように対象を限定してしまって、本当にそのままの書架配下に問題があるものだけを選び出す、そして修理方法も暫定的な補強とジャケット掛け、保存箱中心のものとするようになるでしょう。量は、事前選別で既存劣化がきちんと確認されていく限りは、ほぼ作業中に予想外の事故の起こったものに限られてくると思います。

費用予測は岡本さんを含めて検討しなければはっきりしたことは言えませんが、上記3点で原則合意ができるならば、資料抽出から返却に至るまでの今回のマイクロ化作業の全体における解体・補修システムの全体像が大体できあがるように思います。」

「別紙」とある選別基準は〈資料5〉に掲げた。この文書の中で色々言っているが、要点はすでに述べた通り、センターと業者側双方で「だけどやっぱり傷む」のを認め、各々なりの責任を取りましょう、ということに尽きる。業者側にはともかくも、書架に戻す前の包括的な「事後点検」と、それに応じた「事後補修」の作業を必要なものとして認めてもらう。だがその基本的な目的は、撮影後の状態で「そのままでは書架に返却できない損傷・劣化」の捕捉、保存容器収容など安全な書架戻しのための処置にほぼ限定し、そこまでをこのシステムでの業者側の責任範囲とする。そしてその上でセンターは撮影後の現状を引き受け、本来の長期保存対策に接続させる。

こうした内容で、10月初め頃には富士との合意ができ、ここまで述べてきた「事前補修」・

「事後補修」の作業を含んだシステムの全体がほぼ出来上がった。〈資料6〉に掲げたチャートはその概念図のようなものである。それは以上のような経緯を辿る中で作られていったものだった。そして事前選別のシステムが大体狙い通りに動くようになっていき、同時に書架戻しの作業者たちにこの事後選別の作業を負ってもらうことで、撮影後に背割れやノド切れた本が書架戻し棚に裸に残される、といったことはほぼなくなっていった。そして永井先生の暫定「業務」の必要も自然に無くなっていった。

次のことを付言しておこう。今見た事後選別の選別基準としているような劣化内容は、撮影作業前のメンガー文庫の状態では、とくに保存容器などの処置もなくそのまま配架しているというのが実情だった。それは、本格的な修理には経費と時間がかかるが、少なくともこのような保存容器収容や簡易補修によって安定的な現状維持はできるようになる。また否応なく現状変更を伴う「修理」よりもこの形での現状保存の方が望ましい場合もあろう。それは、長期保存対策としても最も優先度の高い必要な処置なのである。上の文書では「撮影作業の完結性」といった言い方をしているが、私がここまで述べてきた「事前補修」・「事後補修」の作業を業者側の責任範囲として組み込んでもらうことで、その部分の処置を撮影作業の終了と同時に終わらせ、その後の長期保存対策の予算配分からその部分を節約できることになったのである⁹。

「解体」基準の問題 — 日本輸入後の修理製本に関連して

さてここまで、撮影にともなう劣化・損傷対策としての事前・事後の選別・補修のシステムについて述べてきた。さらに関連して書いておくべきは、「解体」の基準についての問題である。

そのままでは180度は開かないという本も、本文紙のブロックとその外側の表紙部分（それには木や厚紙などでできた表紙ボード、それを包む革・布・紙などの表装材、表紙を開いたところの接続部分に貼る見返し紙などが含まれる）とを分離すればたいていは開くようになる。当時「解体」という言葉で、大型折り込み外しなどの処置も含めて使っていたが、今言った分離がここに言う「解体」の最も大掛かりな処置である。そして我々が、業者側との協議の当初から、「解体」は可逆的な方法が可能な場合に限り、そうでなければ撮影を許可しない、という方針を確認してきたというのは既述の通りである。例えば「くるみ製本」と呼ばれる近代の製本ならば、本文紙部分と表紙部分を別々に作って接着するという様式なので、接着部を剥がして分離し、また糊づけすれば、既存の素材・構造を傷つけずとも元に戻すことができる。だがいわゆる「綴じつけ」の製本だと、表紙部分の接続が綴じの構造と一体になっていて、素材・構造のどこかを切断するなどしないと分離できないものがでてくる。そのようなことをすれば、現状で歴史的な形態を保っている製本の破壊になってしまう。とくにLateinische分類（ラテン語書）やAlt-Deutsche分類（古ドイツ語書）には、中世以来の様式の製本が多くある。そのようなものをうかつに壊してはならない。（近代製本への改装は論外でも）たとえ同じ技法で復元しようとしても、損壊した材料を新しい革や紙に取り替えた修理・改装をせざるをえなくなる¹⁰。

⁹ この経緯が、古典センターで中性紙保存容器を大規模に導入することになった始まりであるということもここに書いておこう。また、現在もセンターで閲覧者に使ってもらっている簡易な中性紙ボードの書見台も、当時岡本氏が前準備作業者たちのために考案して作ったのが始まりである。

¹⁰ ゴールドスミス・クレスのマイクロフィルムにも、バインドを理由にした収録キャンセルはある。また当然、見開き両ページは開かないとしても、1ページずつ撮る、という方法もあろう。そのゴールドスミス・クレスには、そうやって片方のページを押さえた指が映ったまま全ページ撮っているも

およそこうしたものが撮影開始当初の考えだった。つまり、「解体」以外には開きを良くする方法がないものは、綴じの形態の現状による二分法で撮影許可・不許可を決めるということになる。しかしその後実際に「3者協議」で多くの実例を見るにつれて、この考え方では単純にすぎる、と思わざるをえなくなった。確かに、今言ったように歴史的な様式・構造をとどめているものを傷つけるよりも、撮影不許可を選ぶべきものはある。しかしそれは対象のすべてではなかった。実際のところ、問題は製本様式が古いかどうかではなく、見開き両ページの印字面が水平になるまで無理なく開くかどうかである。そして、例えば開きが硬すぎるとか、そこまで開くと背や見返しに無理な力がかかるといったことが起きているものには、後世なされた修理・改装のあるものが相当数あった。その中には、修理部分を不可触とせず、手を着けるなら、撮影できるようになるものがある。そしてそこには、修理素材に和紙を使用しているなどのことから輸入後に日本で行われたものと分かる修理製本がかなり含まれていたのである。

このまま上記の二分法を単純に適用していけば、撮影不許可 = 収録キャンセルの量が膨らんでいきそうである。その一方で、我々は歴史的製本の保護を考えて上記のような考え方を掲げたわけだが、なんとも多様な修理・改装の跡を目にすると、一体どこまでがその保護すべき歴史の範囲なのか不明瞭になってくる。結局、漠然と歴史的製本・装丁の保護といった観念を掲げたもののそれでは事は済まず、書物の製本・装丁というものが、中の本文紙葉の束とは別に時の流れの中で独自に辿っていく多様な道行きに価値判断を加えること、はっきり言えば、守るものと捨てるものとの線を引きよう迫られたのである。

このような問題に一律の答えなどない。極端に言えば、所有者は、例えば19世紀の様式は嫌いだからといった理由で、18世紀以前の本に19世紀風の改装があるものはすべて剥ぎ取って製本し直すといったことも自由なのである。我々も別に収録キャンセルが増えることを願っているわけではなく、単に現状そのまますべて守るとは言えない。一方でこの撮影方法の支障になるからといって、書物の修理・修復という営々としておこなわれてきた文化をすべて無価値なもののように扱うこともできない。当時の我々の答え、というよりも決め事としたのは、〈資料7〉に掲げた「メンガー文庫マイクロフィルム化作業に伴う要解体資料の解体許可・不許可の基準について」という文書だった。書いてあるのはおよそ次のようなことである。まず大きな原則として、日本への輸入以前にメンガー一家の書斎にあった状態を、センターとして保護すべき「歴史」の基準とする。したがって日本輸入後の修理は除外しよう。一方その「歴史」の範囲内のものについては、少なくとも修理跡のない健全な製本には不可逆的な手は加えない。だが、修理が加わっている場合は単純に同列にせず、選択的に対応する。

修理はたいてい、原装を尊重して修理革の上から元の革を貼り付けるなどできるだけ目立たないように行なわれている。修理部分にだけ手を着けることで難を避けうるなら、その道は開こう、そういう意味である。

誤解のないように述べておくと、無論ここで言っているのは別に修理歴のあるすべての本のことではない。両ページ印字面を水平にするには無理があり、しかも保革油による背革の柔軟性の回復とか、どこかの接着部の一時的な剥がしとかの「事前補修」の処置ではどうにもならない、そういったものに限られる。また100年以上経つような古い修理はそれ自体が劣化していて、そもそもさらなる修理が必要なものもある。結局この文書の(2)2)に言うもので無理な「解体」をしたものはあまりなく、今言った「事前補修」で撮影するか、あるいは不許可

のもある。だが丸善・富士のフィルム作製方針は、それはしない、ということだった。

としたものが多いと思う。この規定でキャンセル数を減らすことにつながったのは、保護すべき「歴史」の外に置いた日本での修理だったろう。

メンガー文庫は日本輸入後に何度かの修理製本を受けていることが分かっている。例えば『一橋大学附属図書館史』（1975年発行）には、昭和29年に行なわれた革装本を対象とした大規模な修理についての記述がある。その書き出しの部分を引きげば以下である。「研究者へ書物を手渡すたびに、図書館員として気になることは、古典とくに本学が持つ特殊コレクションの革表紙古典の破損の甚だしいことであった。紙表紙の厚手の古書とともに修理製本を今にしておかなければ、書物の寿命をますます縮めてしまうことになる。戦争中の疎開図書はほとんどがこれらの書物であり、箱詰めには細心の注意を払ったが、百年あるいはそれ以上経過をし使用されて来た書物は、この疎開のためあるいはまた一段と破損度を増したかもしれない。村松図書館長はこれを憂えられ、古書修理費特別予算を請求することとなった。この特別予算請求に対して、文部省が応じてくれるか否かは疑問が残らないではなかったが、もしこの予算が認められた場合、果たしてこの仕事をこなし得る製本技術者が戦後残っているかどうか、これらに使用する材料が手に入るかどうか、この方の心配もまた大きかった。」(p.69)

苦勞の探索の末に、かつて製本業者として宮中への革装の献上本を作っていた「服部政佑老人」、また、かつて丸善系列の製本所で洋書製本を修行して「関西における手づくり製本の第一人者」であったという「中林安右衛門老人」との2人の老人を捜しあてた。そして昭和29年1月、「メンガー文庫古書修理特別予算」170万円の内示を受け、その2人の老人とその助手に図書館地下に設けた作業室に籠ってもらって修理作業を行った、ということである¹¹。

この記述が伝える、村松図書館長の英断、そして戦争をはさんで生き残った技術者捜し、物資不足の中で質の良い材料を調達するための多大な苦心の経緯は、実に感銘を覚えずにいられないものがある。しかしながら、ともかくも上記のように決めたために、結果としてその修理を一部捨てることになったのには違いない。

これについては、その日本での修理の仕事が粗雑だったから、ということではない、という点を強調しなければならない。上に見たような基準を決めた理由あるいは根拠とは、これは1921年にウィーンで死んだカール・メンガーの蔵書なのだから、という以外にとくにないのである。確かにその修理の際にくるみ製本に改装されたものなどもあったが、質の良い革を使うよう努め、和紙を多用したその仕事は、総じて美しく丈夫であり、半世紀近くを経てもよく健全さを保っているように思われた。この撮影法のように両ページが奥まで水平にならなくとも十分に本は読める。問題はむしろ、少々丈夫に作りすぎたことから起きてしまった、それが率直な印象だったのである。上に言った『一橋大学附属図書館史』は、この修理に関する記述を、それは「今後長年月にわたって、その生命力を持ち続けてくれることであろう」と結んでいる。このメンガー事業の中で、我々がそれを、マイクロフィルムとしての利用の促進、代替保存といった目的で一部犠牲にしたということは、ともかくも図書館史の続きとして記録してもらおうほかなかりう¹²。

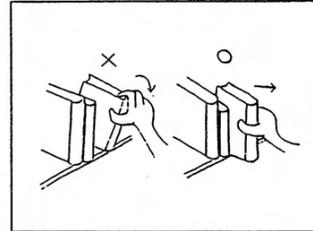
¹¹ この「服部老人」は、一橋での仕事の後、東京大学経済学部所蔵の「アダム・スミス文庫」の修理にあたったという。私も経済学部図書室でその「アダム・スミス文庫」を見せてもらったことがあるが、確かにメンガー文庫で見覚えのある、華やかな薄茶色の修理革に出会った。

¹² 私は別に詳しいわけではないが、現在の日本の皮革製本の担い手たちは、例えば有名な栃折久美子氏のように、ここに言った我国の戦前の洋書製本業界とは無関係な流れの上にある人々（岡本氏も含めて）、と言うべきなのかもしれない。その意味では、この昭和29年に国立キャンパスの時計台の地

貴重書の取り扱い上の注意

[1] 製本構造の保護に万全の注意を払う。

- ① 棚から本を抜き出す際には、背表紙の天の部分に指をかけない。背の真ん中を持って引き出す。(下図)
- ② 大型本と小型本を同時に持たない。多くの本を手で運ばない。その他、床に落とさないように万全の注意を払う。
- ③ 中空に持ったまま、または膝の上に置いて本を開かない(落とす危険もあり、製本構造にも負担がかかる)。
- ④ 開きが良くないところを無理やり開いたり、上から強く押しついたりしない。
- ⑤ 乱暴にページをめくらない。
- ⑥ 大量に積み上げない。本の上に他のものを置かない。
- ⑦ 本を開いたままで放置しない。
- ⑧ 製本の痛んでいる本の扱いにはとくに注意する。



[2] 資料の現状保存に注意する。

- ① 筆記具は黒鉛筆を使用する。インク類、色鉛筆は不可。
- ② 指をなめてページをめくらない。
- ③ 湿気が加わらないよう万全の注意をする。
- ④ 糊のついた付箋は使わない。

「三者協議」へ出す本はこうして選ぼう

— 2 F 書庫での選別・1 F 資料調査での選別の基準 —

[改訂版]

〔全体的注意〕

1. 本はいきなり開かない。紙の酸性化や接着剤の劣化、特殊な製本構造（例えば背表紙と中身が連動するタイプなど）などでは、開くことが決定的なダメージになる。花ざれも損傷を受ける。本はそうっと開いて、まず構造や材料の痛み具合を調べよう。
2. 本は撮影により傷む。その傷みの程度を最大限抑えることが目標だ。けどどやっぱり傷む。
・傷んだ部分を見、傷んでいることを確認しながら作業しよう。

I 開きが悪い本

開きが悪くてそのままでは撮影できそうにない本、撮影で無理がかりそうなお本は三者協議へ。

II 革装本の場合の見方

1. 革装本で背表紙と本の背がくっついて連動して動くタイプの製本（背バンドとじ）は、原則として三者協議へ。この種の製本では開き具合を判断するために開いてみるのもやめておこう。
2. 背や表紙の革の表面がボロボロになっている、割れたりヒビがはいっている、黒く変色し柔軟性がなくなっている、などの本は三者協議へ。

III ベラム装の場合の見方

ベラム装の本では表紙ジョイントの内側と支持体に注目し、亀裂が入ってないかどうか見る。ベラムは丈夫だが柔軟性に欠ける材料だ。とくにちょうつがいの折れ山になる部分では、表紙も支持体も危ない。

IV 革装と布装に共通する見方

次のような場合は三者協議へ。

- （表紙） 表紙がとれている。表紙の材料の傷みがひどく、破れや剥落が進行しそうなもの。
- （背表紙） 背表紙が割れたり外れたりしているもの。表紙ジョイントに亀裂があり、撮影によってそれがさらに進行しそうなもの。
背表紙と本の背との間にすき間があって、それぞれが独立して動くタイプの製本では、本を開くことによって、背表紙や表紙ジョイントにかかる負担と材料の劣化度とのバランスが問題となる。その場合、開くと背表紙に負担がかり亀裂や割れが入りそうなもの。
タイトルピースやラベルが外れかかっているもの。花ざれがとれそうなもの。
- （見返しノド） 表紙の開きが悪い、見返しノドの部分が切れそうになるもの。すでに見返し紙が損傷しているもの（見返しノドの傷みは主として表紙の開き具合と関連しており、その開きが悪いと負担がそこに集中する）。
- （ページ） ページがとれている、破れている、またはそうなりつつある。ページがくっついていない。
- （酸性化紙） 酸性化によって紙の変色が進み、手で触れるあるいは本を開くと、紙がボロボロになる、折れる、ヒビが入る（とくにノドの部分）などする。そのような資料は不注意に開かずに三者協議へ回そう。

*その他、

- ・同一の材料と製本構造を持つ多巻本は、同じ劣化要因を持っているものなので、三者協議には1冊ではなく全冊出そう。
- ・折込図版は事前に分離すると撮影上好都合な場合があるので、撮影担当者に相談しよう。

〈資料4〉

何らかの構造的な理由による 開き不良	回復可能な方法で、表紙を外すなどの解体処 置を施し、保存箱に入れて運搬する
革材の劣化による割れやヒビの 進行	素材に合った保革油の塗布による弾力性の 回復・強化、中性紙ジャケット掛けによる摩擦 防止
表紙や背表紙その他の損傷や材 料の劣化	運搬や取り扱いによる損傷の拡大や破損片の 散逸を防ぐためのジャケット掛けや保存箱収納
ページの取れ、破れ、接着等	ページの糊どめ、破損部の和紙補強、接着の 剥がし等
酸化進行紙	透明フィルムに封入
大型折り込み	可能なものは一時分離

「事後補修」へ出す本の基準

資料のすでにある劣化・損傷は、事前選別と事前補修で手当がなされていますが、作業中に、そのままでは書架に返却できない損傷・劣化が生じた場合には、事後補修をおこないます。

撮影後、次のような状態の資料があれば、事後補修にまわしてください。

(1) 表紙・背表紙

- ・表紙や背表紙が外れたり、外れかけているもの。
- ・背表紙が割れてしまっているもの、大きな亀裂が入っているもの。
- ・表装材（表、裏、ジョイント部）に大きな亀裂や破損、剥落があるもの。

(2) 見返しなど

綴じの構造的補強手段（寒冷紗、支持体など）に破損があるもの。（表面の見返し紙のみの破れはとわない。）

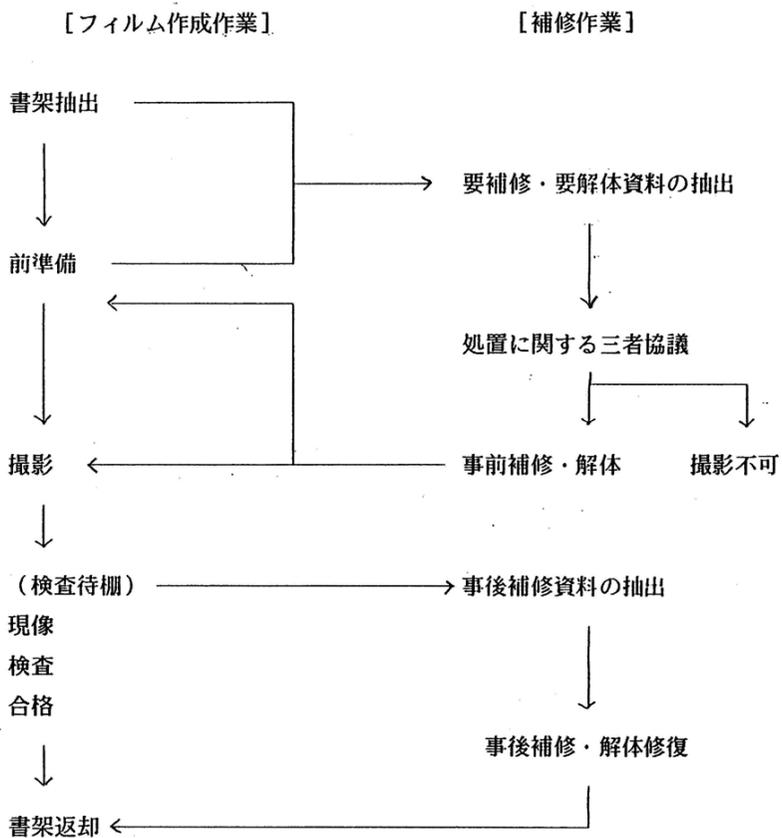
(3) ページ

ページの破れ、外れ、外れかけがあるもの（つまり作業中にそれが生じたもの）。

- * その他、事前調査や撮影の作業中に何か劣化・損傷が生じた場合は必ず申し出てください。
- * 事前補修をおこなっている資料でも、上記の劣化が新たに生じた場合は事後補修をしなければなりませんので、同様に点検してください。

〈資料6〉

解体・補修システム概念図



〈資料7〉

「メンガー文庫マイクロフィルム化作業に伴う要解体資料の解体許可・不許可の基準について」
1993年10月14日 社会科学古典資料センター

製本構造には、撮影上開きをよくするために解体して、現状回復が技術的に可能なものと不可能なものが含まれる。歴史的な製本構造の保護の立場からは、原則として後者の場合は解体を避けるべきである。しかしメンガー文庫の資料には、日本輸入以前・以降の様々な製本修理の過程を経てきているものが含まれ、マイクロフィルム化の意義との慎重な比較考量をした上で決定すべきものが含まれている。

今回の作業では、これについて以下のような考え方で作業を進めたい。

(1) 基本的にメンガー所有時の現状を保っているものを、保存すべき「オリジナルな装訂」と考える。

*したがって、明らかに日本輸入以降の修理製本については必ずしも現状維持にはこだわらない。

*また「見返し」部の酸性紙や綴じのステープラーなど、本体の保存にとって有害なものは含めない。

(2) ここに言う「オリジナルな装訂」には、次の事例が含まれる。

- 1) 西洋のある時代の歴史的製本構造が損傷なく全体として保たれているもの。(後世の修理による改変がなされていないもの)
- 2) 部分的に後世の修理による改変が加えられているもの(ここには改変が輸入以前になされたものと輸入以前か以降か判然としないものが含まれる)。
- 3) 1)に言う装訂だが痛みが激しく、撮影や利用によって大きな損傷(事前補修の諸手段では防止しえない大きな損傷)が進むもの。

1)については、原則として装訂保護を優先する。

2)については、後世の修理部分を保存するか、マイクロフィルム化を優先するか、その書の稀覯性、内容の学術的価値などについての書誌的判断を含めて比較考量の上、個別に決定する。

3)についても、痛みが激しいとはいえ現装訂保護を優先するか、マイクロフィルム化を優先するか、2)と同様の個別的判断によって決定する。また原本の直接利用を想定して修理製本し直す必要がある場合は、解体と矛盾しない。